

# 第1回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年4月10日（木） 午後2時

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

## 会議次第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 委嘱状の交付
4. 会長、副会長あいさつ
5. 事務局職員紹介
6. 経過・概要説明
7. 委員番号の決定について
8. 会議録署名委員の指名について
9. 議 題
  - 報告第1号 田沢湖・角館・西木合併協議会合併協議会規約について
  - 報告第2号 田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会設置規程について
  - 報告第3号 田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会設置規程について
  - 報告第4号 田沢湖・角館・西木合併協議会分科会設置規程について
  - 報告第5号 田沢湖・角館・西木合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について
  - 報告第6号 田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程について
  - 報告第7号 田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程について
  - 報告第8号 田沢湖・角館・西木合併協議会会議傍聴要綱について
  - 報告第9号 平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会予算について
  - 協議案第1号 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程の制定について
  - 協議案第2号 田沢湖・角館・西木合併協議会日程について
  - 協議案第3号 合併の方式について
  - 協議案第4号 合併の期日について
  - その他
10. 閉 会

田沢湖・角館・西木合併協議会規約について

**(協議会の設置)**

**第1条** 田沢湖町、角館町、西木村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

**(協議会の名称)**

**第2条** 協議会は、田沢湖・角館・西木合併協議会と称する。

**(協議会の事務)**

**第3条** 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 関係町村の合併に関する協議
- 二 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- 三 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

**(事務所)**

**第4条** 協議会の事務所は、西木村上荒井字古堀田47番地 西木村役場内に置く。

**(組織)**

**第5条** 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

**(会長及び副会長)**

**第6条** 会長及び副会長は、関係町村の長が協議し、関係町村の長の中から会長1名、副会長2名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

**(委員)**

**第7条** 委員は、次の者をもって充てる。

- 一 関係町村の長、助役及び教育長
- 二 関係町村の議会の議長及び当該議会議員2名
- 三 関係町村の長が定めた者各3名
- 四 関係町村の長が協議して定めた学識経験を有する者1名

2 委員は、非常勤とする。

**(会長の職務代理)**

**第8条** 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

**(会議)**

**第9条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

**(会議の運営)**

**第10条** 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

**(委員以外の者の出席)**

**第11条** 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

### **(幹事会及び専門部会)**

**第12条** 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 前項に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **(事務局)**

**第13条** 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **(経費の負担等)**

**第14条** 協議会の運営に必要な経費は、関係町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 関係町村の負担金の額は、関係町村が協議して定める。

### **(監査)**

**第15条** 協議会の出納の監査は、関係町村の代表監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

### **(財務に関する事項)**

**第16条** 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **(報酬及び費用弁償)**

**第17条** 第7条第1項第2号及び第3号の規定による委員並びに監査委員は、報酬を受けることができる。

2 協議会の会長、副会長、委員、監査委員等は、その職務等を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前各項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

### **(協議会解散の場合の措置)**

**第18条** 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

### **(補則)**

**第19条** この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## **附 則**

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会設置規程について

(趣旨)

第1条 田沢湖・角館・西木合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、田沢湖・角館・西木合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、田沢湖・角館・西木合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

- 2 重要な事項について、幹事会は会長の承認を得て、田沢湖町、角館町、西木村（以下「関係町村」という。）の助役を含めた拡大幹事会で協議又は調整することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	職	名
田 沢 湖 町	総務課長	企画振興課長
角 館 町	総務主幹	企画政策課長
西 木 村	総務課長	総務課参事

田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会設置規程について

(趣旨)

**第1条** 田沢湖・角館・西木合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 専門部会は、田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の依頼を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

(組織)

**第3条** 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

**第4条** 各専門部会に次の役員を置く。

- 一 部会長 1名
- 二 副部会長 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

(役員職務)

**第5条** 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

**第7条** 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

**第8条** 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

**第9条** 専門部会の庶務は、部会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**別表**（第3条関係）

部会名	田沢湖町	角館町	西木村
総務企画 部 会			
保健福祉 部 会			
産業観光 部 会			
建設交通 部 会			
教育文化 部 会			

田沢湖・角館・西木合併協議会分科会設置規程について

**(趣旨)**

**第1条** 田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会設置規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

**第2条** 分科会は、田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

**(組織)**

**第3条** 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

**(役員)**

**第4条** 各分科会に次の役員を置く。

- 一 分科会長 1名
- 二 副分科会長 1名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

**(役員職務)**

**第5条** 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

**第6条** 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

**(報告)**

**第7条** 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

**(庶務)**

**第8条** 分科会の庶務は、分科会長の属する町村の担当部門が行う。

**(補則)**

**第9条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

田沢湖・角館・西木合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について

**(趣旨)**

**第1条** この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第3項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

**(報酬)**

**第2条** 規約第7条第1項第2号及び第3号の委員並びに監査委員の報酬は、日額 6,000円とする。

**(費用弁償)**

**第3条** 協議会の委員等が協議会の職務を行うために旅行したときは、田沢湖町長の例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定は、委員以外の者が協議会の依頼に応じ旅行した場合についても準用する。

**(補則)**

**第4条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程について

(趣旨)

**第1条** この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 協議会の会議に関する事
- 二 協議会の協議資料の作成に関する事
- 三 協議会の庶務に関する事
- 四 その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

**第3条** 事務局に局長、副局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて秋田県職員を事務局の職員として派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

**第4条** 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 副局長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 2 次長は、局長及び副局長の指揮監督を受け、班相互間の連絡及び調整を行う。
- 3 班長は、局長、副局長及び次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
  - 一 分掌する事務の総括管理
  - 二 所属職員の指揮監督
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

**第5条** 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 協議会の運営に関する基本の方針の決定
- 二 協議会に提案する事案の決定
- 三 協議会の予算及び決算
- 四 規程、要綱等の制定改廃
- 五 その他重要な事項

(専決事項)

**第6条** 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 歳入の調定及び収入に関する事
- 二 1件の金額が20万円以下の歳出の支出負担及び支出命令に関する事
- 三 物品及び現金の出納に関する事
- 四 職員の休暇及び職務免除に関する事
- 五 職員の時間外勤務、休日勤務及び勤務時間の振替命令に関する事
- 六 職員の旅行命令に関する事

- 七 実務上の調査及び照会及び回答に関すること
- 八 各種資料等の調整に関すること
- 九 その他事務局の運営に係る基本方針に関すること

**(代決)**

**第7条** 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 局長が不在のときは、副局長がその事務を代決する。

**(公印の取扱)**

**第8条** 協議会の公印の名称、書体、形状、用途、管守者及び個数は、別表2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、局長がこれを行う。

**(文書の取扱)**

**第9条** 文書は、局長が收受し、正確かつ迅速に取り扱い事務が円滑に執行されるよう処理しなければならない。

- 2 文書番号は一連とし、頭書は「田角西合併協」とする。
- 3 決裁を要する文書の決裁区分は、次のとおりとする。

- 一 会長決裁のもの 甲
- 二 局長限りのもの 乙

**(職員の服務)**

**第10条** 職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、事務所の所在する町村の例による。

**(給与等)**

**第11条** 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町村の負担とする。

- 2 職員の旅費については、事務所の所在する町村の例によるものとし、協議会が支給する。

**(補則)**

**第12条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条 事務分掌関係)

総務班	計画班
1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 合併に係る広報に関すること 5 合併に係る資料の編纂に関すること 6 人事に関すること 7 報酬等の支給に関すること 8 国、秋田県との連絡調整に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新市の名称に関すること 12 新市の事務所の位置に関すること 13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 14 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること 15 特別職の職員の身分の取扱いに関すること 16 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 17 事務組合及び機構の取扱いに関すること 18 一部事務組合等の取扱いに関すること 19 協議会ホームページに関すること 20 その他、他の班に属さないこと	1 新市将来構想の策定に関すること 2 市町村建設計画の策定に関すること 3 電算システムの統合に関すること 4 条例、規則等の取扱いに関すること 5 負担金、分担金等の取扱いに関すること 6 使用料、手数料等の取扱いに関すること 7 補助金、交付金等の取扱いに関すること
	第一班 1 財産の取扱いに関すること 2 地方税の取扱いに関すること 3 町・字名の取扱いに関すること 4 公共的団体の取扱いに関すること 5 慣行の取扱いに関すること 6 財政計画に関すること 7 予算編成に関すること 8 産業建設事業の取扱いに関すること
	第二班 1 国民健康保険事業等の取扱いに関すること 2 老人保健事業の取扱いに関すること 3 介護保険事業の取扱いに関すること 4 保健衛生事業の取扱いに関すること 5 交通安全に関すること 6 消防及び防災に関すること 7 文教に関すること 8 民生福祉事業に関すること

別表第2 (第8条 公印関係)

名称	書体	形状	寸法	用途	管守者	個数
会長印	隷書体	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           長 併 館 田            協 議 西 沢            議 会 木 湖            会 会 合 角         </div>	方 18mm	一般文書用	局長	1

田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程について

(趣旨)

**第1条** この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第16条の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳出歳入予算)

**第2条** 協議会の予算は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第12条第1項の規定に基づく関係町村の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する経費を歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会計年度予算を調整し、協議会の会議に報告しなければならない。

(予算の補正)

**第3条** 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の会議に報告しなければならない。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

**第4条** 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

**第5条** 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預けなければならない。

(協議会出納員)

**第6条** 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

**第7条** 会長は歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

**第8条** 協議会の出納は、翌年度の4月末日をもって閉鎖する。

2 会長は、出納の閉鎖後1か月以内に決算を調整し、協議会の監査委員の監査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査に付された日から20日以内に会長に意見を提出しなければならない。

4 会長は、前項の意見を付して、協議会の会議に報告するものとする。

(収入及び支出の手続)

**第9条** 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

一 現金出納簿

二 その他必要な簿冊

(補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県支出金
3 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項

款	項
1 総務費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

田沢湖・角館・西木合併協議会会議傍聴要綱について

(趣旨)

**第1条** この要綱は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第7条第2項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

**第2条** 議長は、会議会場の広さ等に制約があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者は、田沢湖・角館・西木合併協議会傍聴届（別記様式）に記入のうえ、田沢湖・角館・西木合併協議会の事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第4条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険なものを持っている者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 五 その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

**第5条** 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- 一 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 私語、談笑等会議の妨害となるような行為はしないこと。
- 三 はち巻、腕章等の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 四 飲酒及び喫煙をしないこと。
- 五 みだりに席を離れないこと。
- 六 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- 七 その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第6条** 議長は、必要があると認めたときは会議に諮って、傍聴人が、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等を禁止することができる。

(職員の指示)

**第7条** 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

**第8条** 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

**第9条** 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

田沢湖・角館・西木合併協議会会議傍聴届

田沢湖・角館・西木合併協議会会議傍聴要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり届け  
ます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

法定合併協議会予算について

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,001千円とする。

"2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。"

(歳出予算の流用)

第2条 予算支出にあたり、款項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	予算額	説明
1 負担金		20,000	
	1 負担金	20,000	田沢湖町 7,176 角館町 7,706 西木村 5,118
2 県支出金		5,000	
	1 県支出金	5,000	法定合併協議会支援事業費補助金 5,000
3 諸収入		1	
	1 諸収入	1	預金利子 1
歳入合計		25,001	

歳出

(単位:千円)

款	項	予算額	説明	
1 総務費		7,983		
	1 会議費	1,823	協議会	1,803
			幹事会	1
			専門部会	1
監査			18	
2 事務費	6,160	事務所維持費	3,490	
		事務所物品等賃借料	2,470	
		事務連絡旅費等	200	
2 事業費		16,615		
	1 事業推進費	16,615	新市将来構想策定	1,804
			ホームページ開設	1,040
			新市建設計画策定	3,842
			事務事業一元化	800
			電算業務統合検討事業	5,000
			先進地視察	1,817
			新市例規立案策定	2,100
			PR誌発行	1
			住民説明会	1
町村職員研修			210	
3 予備費		403		
	1 予備費	403		
歳出合計		25,001		

田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程の制定について

**(趣旨)**

**第1条** この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(基本方針)**

**第2条** 会議は、原則として公開とするものとする。ただし、出席委員の過半数の賛成があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

**(会長の責務)**

**第3条** 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

**(会議の開閉等)**

**第4条** 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

**(会議の進行)**

**第5条** 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

**(会議録の調整)**

**第6条** 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席及び欠席委員等の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名する委員は、3名とし、議長が会議において指名する。

**(会議録等の公開)**

**第7条** 会議録及び会議に提出された資料は、原則公開するものとする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

**(傍聴)**

**第8条** 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(規律)**

**第9条** 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

**(補則)**

**第10条** この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

この規程は、平成15年4月10日から施行する。

協議案第 2 号

田沢湖・角館・西木合併協議会日程について

田沢湖・角館・西木合併協議会の協議会開催日程は、原則として毎月第4金曜日とする。

## 協議案第 3 号

### 合併の方式について

仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村を廃止し、その区域をもって新しい地方自治体を設置する新設合併とする。

協議案第 4 号

合併の期日について

合併の期日は、平成17年3月末日以前とする。